

【取組の概要】

地方公共団体は、被災後、復旧が本格的に始まるまでの期間、一般的には3日間程度の食料、生活必要物資を備蓄するための倉庫等を整備する必要があります。

【計画、整備にあたっての着眼点・留意点】

- ・備蓄倉庫は地方公共団体ばかりでなく、自主防災組織や自治会等で保有・管理されているものもあります。
- ・備蓄倉庫が浸水想定区域内に設置されているものも見受けられます。備蓄倉庫を避難対象区域外や一時避難場所・避難所付近等の必要な時に使える場所に設置することが有効であり、各地方公共団体の現状に応じて計画的に整備する必要があります。
- ・備蓄倉庫の規模は、被害想定や避難者数、各施設の役割等に応じた備蓄品目や数量を踏まえて検討を行います。
- ・孤立集落の可能性のある集落は、孤立した場合を考え、緊急車両等のための燃料（ガソリン・軽油など）を確保しておく必要があります。
- ・緊急物資を一度に揃えるには多くの予算が必要となるため、数年間かけて計画的に備蓄する事例があります。
- ・東日本大震災では、寒い中での避難ということで、体温保持のための毛布や、現在の状況を把握するための情報機器（ラジオ等）の重要性が認識されました。また、長期間の避難に備え、備蓄食料品の栄養面での配慮も必要であることがわかりました。

・備蓄品(例)

米、哺乳びん、粉ミルク、毛布、ビニールシート、トイレトペーパー、石鹼、紙コップ、スプーン、ローソク、カセットコンロ、固形燃料、肌着セット（男性用、女性用）、子供用オムツ、大人用オムツ、衛生用品、三角巾、救急箱（応急医療品）、携帯トイレ、組立トイレ、組立水槽、炊出し釜、ごみ袋、ガソリン携行缶、コードリール、乾電池、発電機、投光器、ラジオ、懐中電灯、工具類（スコップ、バール、ジャッキ等）、ロープ、脚立、担架、リヤカー、ろ水器及び浄水カートリッジ、車いす、ハンドマイク、ヘルメット、安全靴、床マット 等

◆参考資料

- ・ 緊急物資等の備蓄・調達に係る基本的な考え方（総務省消防庁、平成 18 年 3 月）

http://www.fdma.go.jp/neuter/houdou_01/houdou18nen.html

【事例】

○愛知県田原市の取組

- ・ 田原市では、田原市民約 66,000 人を災害から守る備えとして報民倉のほか市内 10 カ所に防災備蓄倉庫を設置しています。
- ・ 報民倉とは、江戸時代の田原藩が来るべき飢饉に備え穀類などを備蓄する倉庫として整備したもので、この『報民倉』にあやかって現代版の防災備蓄倉庫として整備しています。

食料 : 全市民の 3 日分を備蓄

飲料水 : 全市民の 7 日以上を備蓄



報民倉（防災備蓄倉庫）

○静岡県沼津市の取組

・備蓄倉庫の整備基準

- ・沼津市では、備蓄倉庫の整備基準は以下のとおりとしています。

備蓄物資の整備基準

避難生活用テント	1倉庫あたり、10張
非常用食料	地区人口×3食×7日分
災害用毛布	地区人口×2枚
避難生活用品	地区世帯数×2セット

避難生活用品セット内容

下着（ブリーフ）3枚、肌着（アンダーシャツ）2枚、タオル1枚、
石鹸（ケース付）1個、マスク1枚、ポケットティッシュ3個、
衛生用品5個



倉庫内備蓄状況



同 左



倉庫内備蓄状況